

「島根県環境に優しい農林漁業創造計画」における環境負荷低減事業活動 及び特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画認定要領

制 定 令和 5 年 3 月 1 日 農畜第 1 2 5 4 号
最終改正 令和 8 年 9 月 3 0 日 産支第 5 1 2 号

第1 趣旨

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下、「法」という。）第 19 条及び第 21 条の規定に基づき、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下、「実施計画」という。）及び特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下、「特定実施計画」という。）の認定は、法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 42 号。以下、「規則」という。）及び環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和 4 年農林水産省告示第 1412 号。以下、「基本方針」という。）及び環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（令和 6 年 4 月 1 日 5 環バ 486 号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下、「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、この要領に基づいて行う。

第2 実施計画及び特定実施計画の申請

- 1 実施計画の認定を受けようとする者は、実施計画認定申請書（様式第 1 号の 1）及び実施計画（別記様式 1）を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 特定実施計画の認定を受けようとする申請者は、特定実施計画認定申請書（様式第 1 号の 2）及び特定実施計画（別記様式 2）を作成し、知事に提出するものとする。
- 3 1 及び 2 を併せて認定を受けようとするものは、実施計画及び特定実施計画認定申請書（様式第 1 号の 3）及び環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（別記様式 3）を作成し、知事に提出するものとする。
- 4 上記申請書及び実施計画又は特定実施計画は、その者の住所地の市町村を管轄する農林水産振興センター所長（隠岐郡にあっては隠岐支庁長、以下、農林水産振興センター所長等という。）に提出するものとする。
なお、他の都道府県に居住し、島根県内で農地を耕作する者にあつては、その農地の所在地を所管する農林水産振興センター所長に提出するものとする。
- 5 基本方針第二の 2（2）①に示される土壌診断の結果については、様式第 2 号により作成し、実施計画又は特定実施計画に添付するものとする。

第3 実施計画及び特定実施計画の作成指導

- 1 農林水産振興センター所長等は、実施計画又は特定実施計画を作成しようとする者に対して必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 農林水産振興センター所長等は、第 2 の 5 の土壌診断について、積極的に協力することとする。

第4 実施計画及び特定実施計画の認定基準

- 1 実施計画の認定基準は、次の（１）から（11）を全て満たすものとする。
 - （１）実施計画が、県が策定する「島根県環境にやさしい農林漁業創造計画」別紙２の「環境負荷低減事業活動の実施に関する指針（以下、「実施指針」という。）」に照らし適切なものであること。また、目標が実現可能なものであること。
 - （２）環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
 - （３）経営面積の概ね２分の１以上の面積で環境負荷低減事業活動に取り組む、環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね２分の１以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
 - （４）環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業の所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
 - （５）導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和７年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。
 - （６）販売農家又は青年等就農計画の認定を受けている認定新規就農者であること。
 - （７）農業者が実施計画に従って行う環境負荷低減事業活動について、栽培管理記録の記帳が行われることが確実であると見込まれること。
 - （８）環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
 - （９）人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
 - （10）環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
 - （11）法第 23 条から第 27 条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。
- 2 特定実施計画の認定基準は、次の（１）から（12）を全て満たすものとする。
 - （１）特定実施計画が、実施指針に照らし適切なものであること。また、目標が実現可能なものであること。
 - （２）特定環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
 - （３）特定区域内において集団又は相当規模で行われ、地域における環境負荷の低減の効果を高める取組と認められること。
 - （４）経営面積の概ね２分の１以上の面積で特定環境負荷低減事業活動に取り組む、特定環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね２分の１以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
 - （５）特定環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業の所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
 - （６）販売農家又は青年等就農計画の認定を受けている認定新規就農者であること。
 - （７）農業者が特定実施計画に従って行う環境負荷低減事業活動について、栽培管理記録の

- 記帳が行われることが確実であると見込まれること。
- (8) 導入する設備等が、目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。
 - (9) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
 - (10) 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて特定環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。また、自らの事業活動の実施状況及び成果を確実に把握し、評価するための体制が整備されていること。
 - (11) 特定環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
 - (12) 法第23条から第30条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

第5 実施計画及び特定実施計画の認定

1 実施計画の認定

- (1) 農林水産振興センター所長等は、法第19条第5項及び基本方針、ガイドライン及び第4の認定基準に基づき、内容が適切であると認めたときに、実施計画の認定を行い、農林水産部長に認定した旨を報告するものとする。

ただし、第4の1の(11)の規定のうち、法第23条の特例を活用する場合は、別に定める規定（島根県農業資金貸付資格認定要領（平成22年9月30日付け農第1037号））に基づき、認定手続きを行うものとする。

また、みどりの食料システム法第19条に基づく認定農業者一覧（様式第3号）により、台帳管理を行うものとする。
- (2) 当該農林水産振興センター所長等は、当該実施計画が認定されたことを、実施計画に係る認定通知書（様式第8号の1）により申請者に通知するとともに、申請者の関係市町村長に通知するものとする。
- (3) 認定期間は、認定を受けた日から5年間とする。
- (4) 農林水産振興センター所長等が認定しなかった場合には、様式第9号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

2 特定実施計画の認定

- (1) 農林水産振興センター所長等は、特定実施計画の認定をしようとするときは、法第21条第17項に基づき、様式第12号により当該計画に係る関係市町村長の意見を聞くものとし、関係市町村は様式第13号により回答するものとする。
- (2) 当該農林水産振興センター所長等は、法第21条第5項及び基本方針、ガイドライン、第4の認定基準並びに(1)で得た関係市町村の意見に基づき、内容が適切であると認めたときに、特定実施計画の認定を行い、農林水産部長に認定した旨を報告するものとする。また、法第19条に基づく認定農業者一覧（様式第3号）により、台帳管理を行うものとする。
- (3) 当該農林水産振興センター所長等は、当該特定実施計画が認定されたことを、特定実施計画に係る認定通知書（様式第8号の2）により申請者に通知するとともに、申請者の関係市町村長（様式第8号の3）に通知するものとする。また、法第21条第3項第

2号に掲げる措置に関する事項又は同条第4項第2号に規定する補助金等交付財産の活用に関する事項が特定実施計画に記載されている場合、中国四国農政局に通知（様式第8号の4）するものとする。

（4）当該農林水産振興センター所長等は特定実施計画に次の①②④の内容が含まれている場合は中国四国農政局長に、③の内容が含まれている場合は関係市町村長に協議を行い、同意を得るものとする。

① 食品流通法第2条第3項に規定する食品等の流通の合理化が含まれるとき（様式第14号）。

② 法第21条第4項第1号イ及びロに掲げる事項（4ヘクタールを超える農地を含む土地に係るものに限る。）が記載されているとき（様式第15号）。

③ 農地法第4条第1項に規定する指定市町村の区域内にある農地又は採草牧草地に係る農地転用等に関する事項が記載されているとき（様式第16号）

④ 補助金等交付財産の活用に関する事項が記載されているとき（様式第17号）。

（5）認定期間は、認定を受けた日から5年間とする。

（6）農林水産振興センター所長等が認定しなかった場合には、様式第9号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

第6 実施計画及び特定実施計画の変更

1 当該実施計画又は特定実施計画の認定を受けた者（以下、「認定農業者」という。）が、認定を受けた実施計画又は特定実施計画（以下、「認定計画」という。）を変更しようとするときは、（特定）実施計画変更認定申請書（様式第4号の1）、変更前の（特定）実施計画に関する実施状況報告書（様式第4号の2）及び実施計画（別記様式1）又は特定実施計画（別記様式2）を作成し、知事に提出するものとする。

2 認定計画の変更手続き等にあたっては、1に定めるもののほか、第2、第3及び第5の規定に準じて行うものとする。

3 法第20条第2項又は法第22条第2項の規定に基づき、認定を受けた農業者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、様式第10号により、農林水産振興センター所長等に届け出るものとする。なお、認定計画の軽微な変更とは、規則第10条又は規則第15条に掲げるとおり、氏名や住所の変更、環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10%未満の増減であるものその他の実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更が該当する。

なお、設備等の導入の内容の全部又は一部を変更する場合は、認定計画の軽微な変更には当たらないことに留意するものとする。

4 認定農業者が、特例措置を活用した設備等について、その導入計画の内容を変更しようとするときは、様式第4号の3を作成し、知事に提出するものとする。

第7 実施状況報告

知事は、法第46条に基づき、認定農業者に対して、必要に応じて認定計画の実施状況報告を徴収するものとする。

なお、認定期間が終了する際には、（特定）実施計画に関する実施状況報告書（様式第5号。以下、「実施状況報告書」という。）を提出しなければならない。

第8 実施計画及び特定実施計画の再認定

1 認定計画の認定期間が終了した場合、農業者は再度実施計画又は特定実施計画の認定を

受けることができる。

- 2 実施計画の再認定を受けようとする者は、実施計画再認定申請書（様式第6号の1）及び実施計画（別記様式1）を作成し、知事に提出するものとする。
- 3 特定実施計画の再認定を受けようとする者は、特定実施計画再認定申請書（様式第6号の2）及び特定実施計画（別記様式2）を作成し、知事に提出するものとする。
- 4 再認定にあたっては、第7に基づき提出された実施状況報告書（様式第5号）により、実施計画又は特定実施計画の達成状況を確認した上で、認定を行うものとする。
- 5 1～4の手続きにあたっては、第2、第3及び第5の規定に準じて行うものとする。

第9 認定実施計画の取り消し

- 1 知事は、法第20条第3項又は第22条第3項に基づく事由の他、次の場合に該当すると認めるときには当該計画の認定を取り消すことができる。
 - （1）法第46条に基づく報告徴収に対して、認定農業者が報告をせず、又は虚偽の報告をした場合。
 - （2）認定農業者から、認定計画の取り下げ請求（様式第7号）により、当該認定計画の認定を取り下げる旨請求があった場合。
 - （3）離農した場合（死亡を含む）、届出なく住所地が変更となっている場合等、認定の継続が困難とみなされる客観的事実がある場合。
 - （4）その他知事が取り消しに該当すると判断した場合。
- 2 農林水産振興センター所長等は、1（1）から（4）の規定に基づき、当該認定の取り消しを行う場合は、様式第11号により、その理由を明らかにした上で、認定を受けた農業者に通知するものとする。
- 3 認定実施計画の取り消し手続き等にあたっては、1に定めるもののほか、第2及び第5の規定に準じて行うものとする。

第10 関係機関に対する認定農林漁業者に関する情報の提供

知事は、認定農業者に対して各種の支援策を集中的・重点的に実施するため、各種支援策を実施する国、都道府県、市町村、その他の関係機関・団体等（以下、「関係機関等」という。）において、認定農業者の情報を共有しておくことが適当であることから、関係機関等が個人情報保有するにあたって、その利用目的をできる限り特定し、あらかじめ認定農業者から同意（別記様式1～3別表5）を得ると共に、得られた情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

第11 電子申請

- 1 農業者は、第2及び第6の規定に基づく様式による申請に代えて、別に定めるところにより、当該様式に記載すべき事項を電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合において、当該農業者は、当該様式による申請をしたものとみなす。
- 2 前項に規定する方法により行われた申請は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。
- 3 1の場合において、知事は、様式への自署又は押印について氏名又は名称を明らかにする措置であって別に定めるものをもって当該自署又は押印に代えさせることができる。

第 12 その他

この要領に定めるもののほか、実施計画の認定に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則（令和 5 年 3 月 1 日付け農畜第 1254 号）

- 1 この要領は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 17 日付け産支第 71 号）

- 1 この要領は、令和 6 年 5 月 17 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 17 日付け産支第 646 号）

- 1 この要領は、令和 7 年 1 月 17 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日付け産支第 116 号）

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 22 日付け産支第 81 号）

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 22 日から施行する。

附 則（令和 8 年 9 月 30 日付け産支第 512 号）

- 1 この要領は、令和 8 年 9 月 30 日から施行する。